

国保事業費納付金等の本算定結果について

1 納付金の本算定について

(1) 仮算定からの変更点

- ・ 令和3年12月に国から示された確定係数等に基づき算定した。
- ・ 令和2年度県特別会計の決算剰余金から4億円を充当し、納付金の負担軽減を図った。

(2) 令和4年度における決算剰余金の充当額について

- ・ 仮算定時においては、本算定における状況を踏まえて、どの程度決算剰余金を活用するか検討させていただきこととしていた。
- ・ 本算定において、決算剰余金を充当なしで算定した場合、令和3年度と比較して、全体(医療分・後期分・介護分)では、一人当たり納付金額は減少となるが、医療分のみの一人当たり納付金額は1,042円の増加となった。
- ・ この結果をもとに市町村と協議を進め、医療分の一人当たり納付金額を令和3年度と同程度とすることにより、年度間の平準化を図りつつ、被保険者の負担軽減(被保険者への還元)を図ることとし、決算剰余金から4億円を充当することとした。

(参考)

決算剰余金の充当の基本的な考え方について、市町村と協議の上、次のとおりとした。

- ・ 財政運営の状況を踏まえる。
- ・ 県全体の被保険者に平等に還元する。
- ・ できるだけ短期間での充当に努める。
- ・ 年度間で納付金が大きく変動しないように充当額の調整を行う。
(年度間の平準化を図る)

2 一人当たり保険料額について

(1) 減額となった主な理由

一人当たり保険料額については、次のとおり増額要因と減額要因があるが、減額要因の影響が大きかったことから、昨年度と比較して、約3,000円の減額となった。

ア 増額要因

- ・ 前期高齢者交付金の交付見込額(=公費負担)が約31億円減少となったこと。
→ 令和2年度分の精算により生じる追加交付見込額が令和元年度分に比べて減少したことで、令和4年度分の交付見込額が減少したことにより歳入の減少が見込まれることによるもの。

- ・ 療養給付費等負担金や介護納付金負担金等(=公費負担)の見込額が約30億円減少となったこと。
 - 保険給付費や介護納付金の見込額が減少したことにより歳入の減少が見込まれること等によるもの。

イ 減額要因

- ・ 保険給付費の見込額が約54億円減少となったこと。
 - 被保険者数の減少、診療報酬のマイナス改定等の影響により歳出の減少が見込まれることによるもの。
- ・ 介護納付金の見込額が約23億円減少となったこと。
 - 令和2年度の精算分の影響により介護納付金に係る歳出の減少が見込まれることによるもの。

(2)一人当たり保険料額が増加した市町村の主な要因

県全体において、「一人当たり保険料額」は減少している中で、15市町村においては、前年度より増加となっている。それは、市町村所得額や医療費指数の増加のほか、保険料額の軽減の財源となる公費等の歳入の減少によるものである。